

令和8年度第1回野田市総合教育会議次第

日時 令和8年4月22日（水）
午後3時から午後4時まで
場所 東葛飾研修所

1 開会

2 議題

野田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について（報告）

3 その他

4 閉会

野田市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
野田市教育委員会

< 目 次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・P. 2～P. 5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・P. 5～P. 6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教員の業務が長時間に及ぶ状況は未だ全国的な課題となっており、教員の勤務状況を改善し、いきいきと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることによって、働きやすさと働きがいとを両立するとともに、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けたよりよい教育を行うため、教員の働き方改革の推進が急務とされている。

本市においても、野田市教育大綱で掲げる『学校・家庭・地域が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する』ためには、教員が心身ともに充実した状態で、学びの専門職としての働きやすさと働きがいとを両立し、いきいきと児童生徒と接することができる環境の整備が不可欠である。

ついては、教育委員会が、学校と連携するとともに、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教員のウェルビーイングを確保し、野田市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現するため、本計画を策定し、より効果的な働き方改革を進めていくものである。

なお、教員のみならず、学校で働く事務職員や栄養職員を含む全ての職員について業務量管理及び健康確保の措置が必要であることから、本計画では、教員を含む学校で働く職員（以下、教職員）全体に対する目標を設定し、達成に向けて取り組むこととする。

(2) 本市の現状

本市では、令和6年3月に野田市立小学校及び中学校管理規則を改正し、時間外在校等時間を月45時間以内、年間360時間以内に設定して業務量を適切に管理することとしている。また、年度ごとに定める野田市教育委員会重点施策においても、教職員の時間外勤務削減を含む働き方改革に取り組むことを位置づけ、学級事務支援員の配置や、校務支援システムを活用した勤務時間の管理等、様々な取組を実施し、教職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んでいる。（表1【時間外在校等時間の縮減に向けた主な取組】）

しかしながら、直近3箇年の本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、小学校全体の平均は令和6年度に月45時間以内となったが、約3割の教職員が月45時間を超えており、中学校では全体の平均で月45時間を超え、5割以上の教職員が月45時間を超えている。更に、中学校では月80時間以上となる教職員も多く、市内全体で長時間勤務が常態化している状況が続いている。

（表2【時間外在校等時間の状況】）

また、ストレスチェックの結果においても、小中学校全体で約1割が「高ストレス者」と判定されるなど、心身の健康保持が喫緊の課題となっている。（表3【ストレスチェックの状況】）

教職員にとっては、授業やその準備に加え、複雑化する生徒指導、多量の事務作業や校務分掌、部活動指導など、業務の負担感が大きくなっていることが

ら、人的措置の拡充や部活動の地域連携・地域展開の加速化等により、教育の質向上に不可欠な時間的余裕を創出する必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定する。

表1 【時間外在校等時間の縮減に向けた主な取組】

○スクール・サポート・スタッフや学級事務支援員の配置			
市内全校にスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、市内12校に学級事務支援員を配置し、資料印刷や教材づくり等を補助することで、担任等の多忙化解消につなげる。			
○労働安全衛生管理体制の充実			
労働安全衛生委員会を年2回開催し、労働安全衛生に関する研修や各学校で取り組んでいる労働安全衛生に関する内容について情報交換を行う。また、メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ一次予防を目的としてストレスチェックを実施する。			
○学校組織の時間管理の取組			
出退勤を管理するシステムを活用し、学校管理職が教職員の時間外勤務の状況を把握、管理する。また、長時間勤務の一因となる中学校の部活動については、平成30年3月に部活動ガイドラインを策定し、1週間のうち平日に1日以上の子休養日設けること、原則土日のいずれかに1日休息日を設けることとしている。			

表2 【時間外在校等時間の状況】

小学校	時間外在校等時間		月45時間を上回る教職員の割合 (そのうち月80時間を上回る割合)
	月平均	年間平均	
R6	33時間44分	401時間09分	28.17% (0.82%)
R5	37時間03分	439時間35分	35.51% (1.23%)
R4	39時間38分	475時間47分	42.98% (1.16%)

中学校	時間外在校等時間		月45時間を上回る教職員の割合 (そのうち月80時間を上回る割合)
	月平均	年間平均	
R6	48時間47分	578時間03分	51.10% (15.64%)
R5	46時間09分	534時間36分	50.15% (14.05%)
R4	49時間12分	590時間31分	55.81% (12.61%)

小中 全体	時間外在校等時間		月45時間を上回る教職員の割合 (そのうち月80時間を上回る割合)
	月平均	年間平均	
R6	39時間18分	466時間43分	36.67% (6.28%)
R5	40時間28分	475時間41分	41.03% (6.06%)
R4	43時間17分	519時間29分	47.90% (5.55%)

表3 【ストレスチェックの状況】

小中 全体	受検率	高ストレス者 割合 (全国平均※)	職場環境による ストレスのなさ (全国平均※)	働きがいがある (全国平均※)
R 7	98.4%	8.92%	54.0	57.5
R 6	94.5%	10.2% (11.4%)	56.0 (53.0)	57.5 (55.0)
R 5	92.4%	11.5% (11.4%)	54.0 (55.0)	56.3 (56.7)

※全国平均：公立学校共済組合においてストレスチェックを実施した全受検者の集計値

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8.5%以下にする。
- イ ストレスチェックにおける「職場環境によるストレスのなさ」の値を56.5以上にする。
- ウ ストレスチェックにおける「働きがいがある」の値を58.5以上とする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数（小4以上は年間で1,086単位時間以上）を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学校行事については、教育的な意義を十分に踏まえた上で、働き方改革の視点から精選する。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内に設定することを徹底す

る等、日課表を工夫する。

- ・会議の精選や運営の効率化（オンライン化、ペーパーレス化、資料の事前配付など）を推進する。
- ・風通しのよい職場環境づくりをめざし、教職員のハラスメントなどに関する相談員の周知徹底を図るなど、メンタルヘルスクアを充実させ、教職員の心理的安全性を確保する。

（２）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・教職員の心理的な負担の程度を把握するため、ストレスチェックを実施する。各校でのストレスチェックの実施率100%を目標として取り組むとともに、学校別の集団分析の結果等を活用して各校で職場環境の改善を推進する。
- ・時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が明らかな教職員や、ストレスチェックにより高ストレスが認められた教職員に対しては、医師等による面接指導の実施を勧奨するとともに、校内体制の見直しを図る。
- ・労働安全衛生連絡会議において、働きやすい職場を目指した取組事例を紹介し、情報共有を図る。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置し、毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・年次有給休暇の取得については、まとまった日数を連続して取得できるよう全教職員に対して取得を促進する。併せて、出産、育児や子の看護に係る休暇、介護に係る休暇等の休暇制度について周知を図る。
- ・学校における定時退勤日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間の学校閉庁日（機械警備期間）を設定する。

（３）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇学校徴収金の徴収・管理

- ・給食費公会計化（教育委員会による給食費の徴収等）を継続するとともに、その他の学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化等を検討する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等との連携

- ・市内11中学校区ごとに設置した学校支援地域本部を中心に、学校のニーズに応じて、学校とボランティア間の連絡調整を担う地域教育コーディネーターを引き続き配置するとともに、中学校区全体で学校教育を支援する体制を継続する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者等からの過剰、不当な要求等に対して、専門的な立場から法的な助言や指導を行うスクールロイヤーの配置を継続するとともに、教育委員会アドバイザーとして弁護士を引き続き配置し、学校への不当要求等に対応できる体制を継続する。

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

◇街頭補導活動

- ・安全安心な社会環境実現のための校外の見回り等については、青少年センターの社会教育指導員及び青少年補導員らによる見守りパトロールを推進する。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・学校への調査の簡素化・合理化のため導入している校務支援システムについて、引き続き教育委員会から学校への調査・照会や通知等に活用し、教職員の負担軽減を図る。
- ・市で統一した保護者連絡アプリを導入し、学校を介さず教育委員会から保護者へ直接文書を送付したり、保護者への照会を実施することにより、教職員の事務負担を軽減する。

◇校内清掃

- ・学級担任等の教職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ・定期的に行う大掃除等について、PTAや地域ボランティアなどの理解を求めた上で、協力を依頼する。

◇部活動

- ・土日を含む部活動において、部活動指導員や地域の多様な人材を活用するなど、地域連携・地域展開を推進し、少子化による部活動の減少や質の高い指導を目指していく観点から、拠点校部活動、学校拠点校クラブ(地域クラブ活動)を展開する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・民間事業者への委託による保守・管理を継続する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

◇授業準備、学習評価や成績処理の支援

- ・デジタルドリルやデジタルテストを活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。また、効果的な活用については、継続的に検証する。
- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に活用するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ・校務支援システムの活用やGIGAスクール構想により使用できるようになった機能を積極的に活用することで、業務改善を図る。
- ・クラウド環境を活用した校務DXの推進やNICT（ニクティ）プロジェクトの一環である1,000を超える活用事例を共有し、校務処理や授業準備の負担軽減を図る。
- ・地域教育プラットフォーム事業の人材活用における水泳指導支援を推進し、教職員の負担軽減を図る。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・切れ目のない支援体制や相談しやすい各種教育相談体制を構築し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ひばり教育相談や子どもの発達相談室、福祉・医療関係機関等との連携や協力による望ましい教育的支援を実施する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、野田市教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムの出退勤管理で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り調査や指導・助言等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やか

に状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員会議や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。